

令和4年度 愛媛県交通安全実施計画の概要

○ この計画は、交通安全対策基本法第25条(※1)を根拠に、5年毎に陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な大綱を定めた「第11次愛媛県交通安全計画(令和3年度～令和7年度)」の方針(※2)に基づき、令和4年度における陸上交通の安全に関して講ずべき施策を定めたものです。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備 ○道路の新設・改築による交通安全対策の推進 ○生活道路における交通安全対策の推進 ○幹線道路における交通安全対策の推進 ○交通安全施設等整備事業の推進 ○効果的な交通規制の推進 ○総合的な駐車対策の推進 ○道路の使用及び占用の適正化等 ○子どもの遊び場等の確保	第3節 安全運転の確保 ○運転者教育等の充実 ○運転免許業務の推進 ○自動車運送事業者等の安全対策の充実 ○交通労働災害の防止等 ○道路交通に関する情報の充実 ○危険物等の適正輸送の確保
第2節 交通安全思想の普及徹底 ○運転者教育の推進 ○幼児教育・学校教育の推進 ○若年者教育の推進 ○高齢者教育の推進 ○社会教育の推進 ○自転車利用者教育の推進 ○効果的な広報の実施 ○交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ○交通安全に関する普及啓発活動の推進 ○交通安全推進体制の強化	第4節 車両の安全性の確保 ○自動車の検査及び点検整備の充実
	第5節 道路交通秩序の維持 ○交通指導取締り及び捜査体制の強化等
	第6節 救助・救急活動の充実 ○救助・救急体制の整備 ○救急医療体制の整備
	第7節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進 ○自動車損害賠償保障制度の充実等 ○損害賠償の請求についての援助等 ○交通災害遺児等に対する援護措置

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備 第2節 鉄道の安全な運行の確保
--

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進 第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 第3節 その他の措置

前年度実施計画からの主な変更点

第1章 道路交通の安全 第1節 道路交通環境の整備 1 道路の新設・改築による交通安全対策の推進 ○予算額の修正 2 生活道路における交通安全対策の推進 ○デジタル化に関する内容を追加 ○「ゾーン30プラス」、通学路点検に関する内容を追加 4 交通安全施設等整備事業の推進 ○予算額の修正
第2節 交通安全思想の普及徹底 4 高齢者教育の推進 ○安全運転サポート車限定免許、デマンド型交通に関する内容を追加 7 効果的な広報の実施 ○各季全国交通安全運動の期間、全国重点等の修正 ○報道機関を通じての広報(番組等の修正) 8 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ○事業開催時期の修正 10 交通安全推進体制の強化(令和4年度交通安全対策関連事業) ○令和4年度当初予算内訳等の修正
第3節 安全運転の確保 3 自動車運送事業者等の安全対策の充実 ○安全運転管理者による運転者の酒気帯びの有無確認等に関する内容を追加
第5節 道路交通秩序の維持 1 交通指導取締り及び捜査体制の強化等 ○自転車利用者に対する交通指導取締りの推進内容を修正
第7節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進 2 損害賠償等請求についての援助等 ○県交通事故相談所に関する内容について修正 3 交通災害遺児等に対する援護措置 ○交通災害遺児等に対する援護制度の内容について修正
第2章 鉄道交通の安全 第1節 鉄道交通環境の整備 ○予算額の修正等
第2節 鉄道の安全な運行の確保 ○各種キャンペーン等の開催期間について修正
第3章 踏切道における交通の安全 ○予算額の修正等

※1 交通安全対策基本法第25条(抜粋)

- 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。
- 省 略
- 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画(以下「都道府県交通安全実施計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。)に抵触するものであってはならない。

※2 第11次愛媛県交通安全計画における道路交通の安全についての目標

- 令和7年までに24時間死者を33人以下とする。
- 令和7年までに重傷者数を400人以下にする。